

「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」 の公表について

証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 課長補佐 小倉 貴幸

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）では、本年8月に以下2件の公表を行いました。

「令和3事務年度 証券モニタリング基本方針」【8月6日】

「証券モニタリング概要・事例集」【8月3日】

これらについては、例年公表を行っているところですが、本年はそれぞれにおいて、これまでの構成等を変更し公表を行っています。本稿においては、その構成及び概要等について紹介します。なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

証券モニタリング基本方針

今事務年度（令和3年7月から同4年6月までの間を指します。）の証券モニタリング基本方針は、以下の構成となっています。

1. 金商業者等を取り巻く環境等
2. 業態横断的な検証事項
3. 規模・業態別の主な検証事項
4. 証券モニタリングの進め方
5. 検査結果の情報発信・その他の取組

本構成は、まず昨事務年度等を振り返り、金商業者等を取り巻く環境等を把握・整理し（1.）、これらを踏まえ、今事務年度の重点的検証事項（2. & 3.）を掲げる、といった構成となっています。「今事務年度、監視委員会はどういった角度で検査を行おうとしているのか」といった部分が、前半で明確に伝わる構成としました。

後半においては、従来から継続されている証券モニタリングの基本的な進め方（4.）や情報発信等（5.）について、その方針を掲載しています。

それでは、全体の概要について紹介します。

≪ 1. 金商業者等を取り巻く環境等 ≫

本項目では、以下（1）～（3）のとおり、さまざまな角度から、昨事務年度等における金商業者等を取り巻く環境等の把握・整理を行っています。

(1) 金商業者等を取り巻く環境

- 少子高齢化の進展等
 - 対面営業中心の証券会社においては、引き続き、顧客層の高齢化や、相続等に伴う顧客資産の流出の動き、手数料競争の激化。
- 新型コロナウイルス感染症の影響
 - 新型コロナウイルス感染症の影響の拡大等により、対面営業や委託手数料収入に依存した証券会社にとって厳しい経営環境。
- デジタライゼーションの進展
 - 非対面チャネルを活用した営業活動の拡大、電子記録移転権利等の新たな技術を活用した商品やスマホアプリ等の新たなサービスの提供といった動き。
 - 市場においては、取引所取引における高速取引行為者のシェアは引き続き高水準であるほか、ダークプールや PTS といった取引所以外での取引も拡大。
- マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策（AML/CFT）関連
 - FATF 第 4 次対日相互審査を踏まえつつ、引き続き、AML/CFT に対する取り組みが重要。

(2) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

①顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた新たな方策、超高齢社会における金融業務のあり方の見直し

利用者目線に立った金融サービスの取り組みとして、「顧客本位の業務運営に係る原則」の見直し、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正による適合性原則の明確化、「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」の一部改正による高齢顧客に対する新たなアフターフォローの考え方の追加が行われました。

これらの改正等も踏まえ、金商業者等に対して顧客本位の業務運営の更なる進展が求められます。

②インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドラインの制定

インターネット取引における不正アクセスにより、顧客資金の不正出金や顧客情報漏洩等の発生を踏まえ、自主規制機関（日証協、金先協）において「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」が整備され、インターネット取引における口座開設時から出金に至る各段階における不正防止、脆弱性対策や情報管理、不正利用時の対応等について具体的な留意事項が規定されました。

金商業者等においてインターネット取引システムのセキュリティ水準の更なる向上が求められます。

③ダークプール取引の透明化等に向けた対応

法令等改正により、顧客等の注文をダークプールへ回送する業者については、ダークプールの運営状況を把握するための措置として、i. ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、ii. 価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管、iii. 価格改善効果の顧客説明等に係る業務管理体制の整備が求められることとなりました。

④総合取引所の実現に伴う対応

商品関連市場デリバティブ取引業者が金商法の枠組みに本格的に参入することとなったことを踏まえ、自主規制機関とも連携しながら、当該業者の内部管理態勢の整備状況等について証券モニタリングを実施。

⑤金融サービス仲介業及び国内における海外投資家等向け投資運用業に係る届出制度の整備

法令改正により、今後、新たに証券モニタリングの対象となる金融サービス仲介業及び海外投資家等向けの投資運用業について、今後、登録等の状況を踏まえつつ、関係部署と連携しながらリスクベースで検証。

(3) 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

昨事務年度の検査・監督等を通じて判明した事項として、各業態での共通事項において、以下の事項が認められました。

- 前述での金商業者等を取り巻く環境等の変化を受け、ビジネスモデルや内部管理体制の変更といった動き。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策として従業員の在宅勤務等の増加。在宅勤務における情報管理等の内部管理態勢の構築の必要性。

本文では、上記共通項目に加えて、各業態について判明した事項を記載しています。本稿では第一種金商業者について紹介します。

【第一種金商業者に対する証券モニタリングを通じて判明した事項】

- ✓ 顧客本位の業務運営の取組状況について、定着の進展が認められる業者もあれば、依然として不適切な投資勧誘等を行っている業者も認められた。
- ✓ 一部の大手証券会社グループにおいては、海外で特定の取引から多額の損失が生じるなど、リスク管理態勢についての課題。
- ✓ 一部のネット系証券会社等においては、差別化・収入源の安定的確保の観点から、サービス等の多様化、他社との資本・業務提携などを積極的に進める動き。
- ✓ 外部からの不正アクセスによる顧客資金の不正出金、個人情報情報の漏洩等が発生。情報セキュリティ管理・サイバーセキュリティ管理態勢の強化の必要性。
- ✓ 一部の地域証券会社において、主要株主等の変更による経営体制やビジネスモデルの変化

《 2. 業態横断的な検証事項 》

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項を掲げています。また、これらの検証事項のほか、環境の変化等に応じて機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいくこととしています。

【今事務年度における業態横断的な検証事項】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応
- ②適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営の定着状況
- ③少子高齢化、デジタライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルや市場の変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
- ④サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理の対応状況
- ⑤マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に係る内部管理態勢の定着状況
- ⑥内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

※本文においては、①～③について、具体的にどういった視点で検証していくかも例示していますので、参照いただければ幸いです。

《 3. 規模・業態別の主な検証事項 》

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等、投資者保護上懸念がある先等に対しての重点的検証事項を記載しています。本稿では、第一種金商業者関係及び登録金融機関に係る検証事項項目を紹介します。

今事務年度における第一種金商業者及び登録金融機関に対する主な検証事項	
大手証券会社グループ	✧ 各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ✧ 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し検査を実施 ✧ 銀証連携による利益相反管理態勢等【3メガバンク証券会社】
外国証券会社	✧ グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 ✧ 低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに販売する金融商品の販売管理態勢の整備状況

ネット系 証券会社	◇ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況
準大手証券 地域証券会社	◇ 適合性原則への対応も含めた投資者保護の観点からの不適切な勧誘行為の有無等 ◇ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況
FX 業者	◇ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 ◇ リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況
金融商品 仲介業者	◇ 投資勧誘等の適正性、所属金商業者による管理態勢の十分性
登録金融機関	◇ 業態特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリング

《 4. 証券モニタリングの進め方 》

金商法施行後、証券モニタリングの対象業者数は、延べ7,700 者にも及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が充分でない業者も存在しています。

このため、効率的・効果的な証券モニタリングを行うべく、今後も、金融庁関連部局等と連携し、リスクベースで検査対象先を選定する取り組みを継続していくとともに、以下のような詳細な実態把握が必要な場合を中心に検査を実施していくこととしています。

- 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の把握が必要な状況
- モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
- 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

また本文では、検査手法として、以下の項目について記載しています。

- デジタルフォレンジックを用いた深度ある検証を実施
- 単に問題点の指摘にとどまらず、実効性ある再発防止策の策定につながるよう、問題の全体像を把握し発生原因の究明を行っていく
- 問題点が顕在化していなくても業務運営態勢等の改善が必要な場合には、

「留意すべき事項」として監視委員会と検査対象先とで問題意識を共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく

- 新型コロナウイルス感染症の影響下における検査の進め方として、
 - 当分の間、検査対象先の感染防止策に最大限配慮した検査の実施
 - 検査の密度を維持する観点から、自主規制機関との連携の一層強化
- 自主規制機関や金融庁及び各財務局等の関係機関との連携

《 5. 検査結果の情報発信・その他の取組 》

検査を通じて把握した問題点等については、金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取り組みを促すこととしています。

また、監視委員会の問題意識等が対外的にも伝わるよう、次に紹介する「証券モニタリング概要・事例集」等により、情報発信に努めていくこととしています。

証券モニタリング概要・事例集

今事務年度の「証券モニタリング概要・事例集」は、これまでの構成を変更し、以下の構成となっています（以下の年度は事務年度を指します。）。

- I. 証券モニタリングの基本的な考え方
- II. 令和2年度証券モニタリングの概要
 - 1 令和2年度証券モニタリング基本方針の概要
 - 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況
 - 3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等
- III. 検査指摘事例

本構成は、まず、(I.)で証券モニタリングの基本的な考え方や進め方を示し、次に、(II.)において、昨事務年度はどういった方針で検査を進めていき(II. 1)、その結果、昨事務年度においてどういった問題点等が認められたのか(II. 2 & 3)といった流れが把握できる構成とし、最後に、(III.)において過去の検査指摘事例を掲載しています。

具体的には、(I.)において、令和2年6月に策定・公表を行いました「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の概要として、以下の項目を記載しています。

- 監督部局等と連携し、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施
- 法令違反行為等の検証のみにとどまらず、問題の全体像の把握や根本原因の究明にも取り組む
- 証券モニタリングの方針や重点検証項目は、事務年度ごとに「証券モニタリング基本方針」を定め、当該基本方針に則り、証券モニタリングを進めていく

次に(II.)において、「令和2年度証券モニタリング基本方針」の概要を記載

し（Ⅱ．１）、当該基本方針等に基づき検査を行った結果として、検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況（Ⅱ．２）及び無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等（Ⅱ．３）を記載しています。

そして最後に、過去（平成 28 年度～令和元年度）の検査指摘事例（裁判所への禁止命令等の申立て事例を含む）を掲載しています。

本稿では、昨事務年度の検査の結果に基づく勧告・指摘等の概要について紹介します。詳細につきましては、本文を参照いただければ幸いです。

【令和 2 年度証券モニタリングの概要】

検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況

- 令和 2 年度は、着手ベースで 55 者に対して検査を実施
- 前年度からの継続分も含めて、52 者について検査終了

- 勧告：3 者

- ① ウェブサイトにおける広告及び雑誌広告において、「スリッページなし（0％）、A 社調べ」との著しく事実に相違する表示【外国為替証拠金取引業者】
- ② 再勧誘の禁止等、社内で広く法令違反行為が行われることによって業務を継続させるなど、経営管理態勢等が極めて杜撰な状況【外国為替証拠金取引業者】
- ③ 投資信託の設定・運用に関し、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等につき、十分な調査を実施していない状況等【投資運用業者】

- 通知：17 者

- 証券会社も含めた主な指摘事例の概要等を掲載

本「証券モニタリング概要・事例集」が、幅広い方々に読まれることにより監視委員会の活動に対する理解が深まるとともに、金商業者等の皆様の自主的な内部統制の改善・強化等を図るうえでの一助となれば幸いです。

【以 上】